

# 足寄都市計画（足寄町）

（非線引き都市計画区域）

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### I. 都市計画の目標

#### 1. 基本的事項

##### （1）目標年次

この方針では、足寄都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和12年（2030年）の姿として策定する。

##### （2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

足寄都市計画区域	市町名	範囲	規模
	足寄町	行政区域の一部	約 2,170 ha

#### 2. 都市づくりの基本理念

本区域は、十勝連携地域の北東部に位置し、阿寒摩周国立公園と大雪山国立公園に代表される優れた自然環境に囲まれた町であり、豊かな森林資源と地理的条件を活かした林業、畑作及び酪農畜産業を基幹産業として発展してきた。

近年は、安定した人口構造を保持し、「若い世代を中心とした、安心して働くための産業振興と雇用の場の創出」、「若い世代が希望に応じて、結婚、出産、子育て、働き方ができる環境づくり」、「各地域における定住促進、農山村をはじめとした地域における日常生活の機能維持及び地域ネットワークの構築」が求められている。

足寄町では、「緑の大地にあふれる幸せ 安全で安心なまち あしよろ」をまちの目指す将来像とするとともに、優れた自然環境や豊かな自然資源を身近に感じ、住民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感して暮らせる、あたたかく快適なまちを目指し、協働のまちづくりを進めるため、将来都市像を「住みたいまち 住み続けるまち 足寄」としている。

本区域の都市づくりにおいては、これらのことを踏まえるとともに、今後は人口の減少及び少子高齢化が進行することから、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市の防災性の向上が図られ、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能が持続可能でコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進めながら、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

### II. 区域区分の決定の有無

#### 1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後もこれらが増加、発展に転じることは容易でないと推測される。

今後は、未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

### Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### (1) 主要用途の配置の方針

本区域では、旧足寄駅及び周辺商業地を核とし、3・3・3号南大通（国道241及び国道242号）及び3・3・1号観光通（国道241号）を基軸とし、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は、人口の減少、少子高齢社会、空き店舗・空地等の増加による商業業務機能の衰退及び賑わいの喪失等が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築するコンパクトなまちづくり、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

##### ① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、専用住宅地及び一般住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、中心商業業務地の周辺の中央地区、北地区、西地区、下愛冠地区、南地区及び旭町地区の一部に配置し、周辺住宅のための生活利便施設の立地を許容しつつ、良好な住宅地の形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地は、栄町地区に配置し、低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。

##### ② 商業業務地

本区域の中心商業業務地は、3・3・3号南大通（国道241及び国道242号）及び3・3・1号観光通（国道241号）の交差点を中心として、これらの主要幹線道路の沿道に配置し、商業・生活交流拠点の形成を図るとともに、周辺住宅地の住環境に配慮した商業地の形成を図る。

##### ③ 工業・流通業務地

本区域の一般工業地は、旭町地区、下愛冠地区及び郊南地区に配置し、隣接する一般住宅地の住環境に配慮しつつ、地域資源型産業の振興、交通利便性の高さを活かした工業系土地利用の維持、増進や主要幹線道路及び北海道横断自動車道足寄インターチェンジに近接する交通利便性の高さを活かした産業振興拠点として、工業施設等の集積を図る。

##### ④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・佐野川以北の貯木場跡地は、公共施設整備が進み良好な住環境が形成されたことから、都市構造の維持と周辺環境との調和に配慮しながら、適切な土地利用が図られるための用途転換を検討する。
- ・南地区の利別川沿い及び旭町地区の一部については、都市計画決定されている沿道に将来の土地利用を想定した用途設定がされているが、都市計画道路の見直しにあわせて、適切な土地利用が図られるための用途転換を検討する。

## (2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・住宅地のうち、低層住宅を主体とした専用住宅地については、低密度の土地利用を図り、良好な住環境の形成及び維持を図る。  
また、中高層住宅を主体とした住宅地等については、中密度の土地利用を基本とする。
- ・商業業務地のうち、中心商業業務地及び一部周辺地区については、多様な都市機能の集積による魅力あふれる都市空間の形成を図るため、高密度の都市利用を促進する。

## (3) 市街地の土地利用の方針

### ① 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・住宅地のうち、中央地区、北地区、南地区及び西地区等については、引き続き良好な住環境の保全に務める。  
また、中心市街地周辺の住宅地においては、積極的に人口密度の維持を促進し、持続可能な生活環境の実現を図る。
- ・中心市街地の商業業務地においては、延焼の危険性等を適切に評価した上で、準防火地域を定め、中心市街地の防火性能の向上を図る。

## (4) その他の土地利用の方針

### ① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集団的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

### ② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、堪水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。  
また、気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災配慮について検討する。
- ・土砂災害特別警戒区域に指定されている団地1の沢の川、団地2の沢の川、西町1、西町2、西町3及び里見が丘1地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に務める。

### ③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林及び防風保安林については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。
- ・その他豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地、河川敷地及び湿地帯については、今後とも良好な自然環境の保全に務める。

### ④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図る。

## 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 交通施設

#### ① 基本方針

##### a 交通体系の整備の方針

本区域は、十勝連携地域北東部に位置する地方中小都市であり、帯広方面、北見方面及び阿寒方面への分岐点であることから、交通の要衝として、今後も広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等の広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・高齢者や障がい者等の歩行者及び自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の優位性、利便性を高め、土地利用と連動した効率的な公共交通軸の形成や利用を促進するとともに、交通結節点の整備を進める。
- ・災害に際して円滑な避難、緊急輸送等が可能となるような交通ネットワークの構築に配慮するとともに、雪に強い道路整備に務める。
- ・広域的な産業・生活・文化等の交流に対応し、迅速かつ円滑な自動車交通を確保するため、北海道横断自動車道を有効に活用する。

##### b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年 (2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.59 km/k m <sup>2</sup>	2.59 km/k m <sup>2</sup>

#### ② 主要な施設の配置の方針

##### a 道路

- ・3・3・1号観光通(国道241号)、3・3・3号南大通(国道241及び242号)及び3・3・4号北大通(国道242号)を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・10号東通(一般道道植坂足寄停車場線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

##### b 交通結節点等

3・3・4号北大通(国道242号)に交通広場を配置しており、今後も交通結節機能を確保する。

## (2) 下水道及び河川

### ① 基本方針

#### a 下水道及び河川の整備の方針

##### ア 下水道

近年における気候の変動は、利別川及び足寄川の氾濫及び雨水排水施設の整備の立ち遅れによる浸水被害等の問題をもたらしている。

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

##### イ 河川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

#### b 整備水準の目標

##### ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成 27 年（2015 年）で 55.4%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の推進を図る。

##### イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

### ② 主要な施設の配置の方針

#### a 下水道

足寄町公共下水道については、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、未整備地区内の普及を図るとともに、適切な改築更新を図る。

#### b 河川

利別川、足寄川及び佐野川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

### ③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・市街地内の下水道未整備地区の下水道管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を行う。
- ・利別川及び足寄川の河川改修を促進する。

## (3) その他の都市施設

汚物処理場（池北 3 町浄化センター組合し尿処理場）は、長期的な施設整備方針を整理し必要に応じて都市計画変更を行う。

## 3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

中央地区及び南地区の国道沿いにおいては、土地区画整理事業の都市計画決定が行われてからの時間経過の中で、都市再生整備計画事業や国道整備により基盤整備がなされ、市街地開発事業による基盤整備の目的がおおむね達成されていると認められるため、土地区画整理事業の施行区域について、関係者等と十分調整した上で見直しを検討する。

#### 4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

##### (1) 基本方針

本区域は、市街地を取り巻くように展開する丘陵地と市街地を貫流する利別川や外縁部を流れる足寄川及び市街地北地区・西地区を流れる佐野川の河川空間を骨格とする、環状型パターンを基本とする良好な自然環境が形成されている。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

##### (2) 緑地の配置の方針

###### ① 緑地系統ごとの配置方針

###### a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、里見が丘公園、区域内を流下する利別川、足寄川及び佐野川の河川緑地を配置するとともに、歩行者空間の有機的なネットワークを形成するため、旧鉄道敷地及び佐野川に散策路を配置する。

###### b レクリエーション系統

日常的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園及び北星公園を適正に配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、里見が丘公園を配置する。

###### c 防災系統

地震及び火災等の災害時における避難地として、街区公園及び北星公園を配置するとともに、避難地と接続する避難路や防災道路を配置する。

また、斜面の崩壊及び土砂流出等を防止するため、丘陵斜面地や樹林地の保全を図る。

###### d 景観構成系統

- ・郷土を代表する景観を構成する緑地として、利別川及び佐野川に緑地を配置し、市街地の景観が河川の緑と一体になるよう整備保全を図る。
- ・街並みの背景となる山地及び丘陵地の保全を図る。

###### ② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内的の公園等緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変更に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内的の公園等緑地が都市の利便性上より有効になるように配置する。

##### (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市における緑地の適正な保全及び緑地の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規程に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。

##### (4) 主要な緑地の確保目標

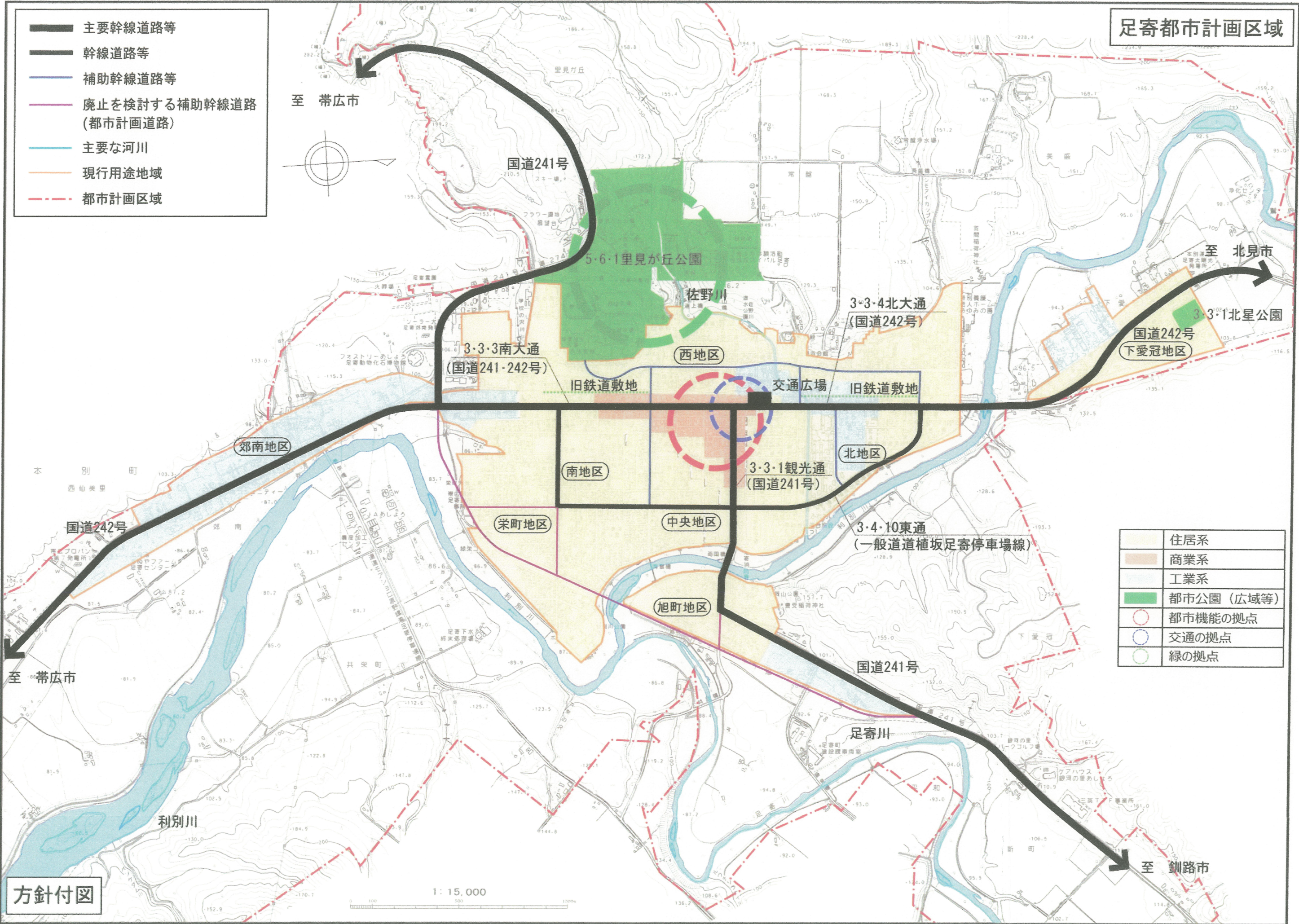
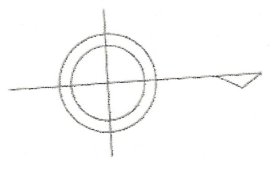
おおむね10年以内実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

総合公園については、里見が丘公園の再整備を図る。



足寄都市計画区域

- 主要幹線道路等
- 幹線道路等
- 補助幹線道路等
- 廃止を検討する補助幹線道路 (都市計画道路)
- 主要な河川
- 現行用途地域
- - - 都市計画区域



	住居系
	商業系
	工業系
	都市公園 (広域等)
	都市機能の拠点
	交通の拠点
	緑の拠点

方針付図

1: 15,000

足寄町役場

至 帯広市

至 帯広市

至 北見市

至 釧路市

国道241号

国道242号

3・3・4北大通 (国道242号)

3・3・3南大通 (国道241・242号)

3・3・1北星公園

西地区

旧鉄道敷地

交通広場

旧鉄道敷地

郊南地区

南地区

3・3・1観光通 (国道241号)

北地区

国道242号

栄町地区

中央地区

3・4・10東通 (一般道道植坂足寄停車場線)

至 帯広市

利別川

旭町地区

国道241号

足寄川

至 釧路市



足寄都市計画区域の整備、開発及び保全の方針／新旧対照表

【新】	【旧】	【変更理由】																
<p>I. 都市計画の目標</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>(1) 目標年次</p> <p>この方針では、足寄都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和12年（2030年）の姿として策定する。</p> <p>(2) 範囲</p> <p>本区域の範囲及び規模は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="163 523 893 587"> <thead> <tr> <th>足寄都市計画区域</th> <th>市町名</th> <th>範囲</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>足寄町</td> <td>行政区域の一部</td> <td>約 2,170 ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 都市づくりの基本理念</p> <p>本区域は、十勝連携地域の北東部に位置し、阿寒摩周国立公園と大雪山国立公園に代表される優れた自然環境に囲まれた町であり、豊かな森林資源と地理的条件を活かした林業、畑作及び酪農畜産業を基幹産業として発展してきた。</p> <p>近年は、安定した人口構造を保持し、「若い世代を中心とした、安心して働くための産業振興と雇用の場の創出」、「若い世代が希望に応じて、結婚、出産、子育て、働き方ができる環境づくり」、「各地域における定住促進、農山村をはじめとした地域における日常生活の機能維持及び地域ネットワークの構築」が求められている。</p> <p>足寄町では、「緑の大地にあふれる幸せ 安全で安心なまち あしよる」をまちの目指す将来像とするともに、優れた自然環境や豊かな自然資源を身近に感じ、住民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感して暮らせる、あたたかく快適なまちを目指し、協働のまちづくりを進めるため、将来都市像を「住みたいまち 住み続けるまち 足寄」としている。</p> <p>本区域の都市づくりにおいては、これらのことを踏まえるとともに、今後は人口の減少及び少子高齢化が進行することから、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市の防災性の向上が図られ、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能が持続可能でコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進めながら、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。</p> <p>II. 区域区分の決定の有無</p> <p>1. 区域区分の有無</p> <p>本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。</p>	足寄都市計画区域	市町名	範囲	規模		足寄町	行政区域の一部	約 2,170 ha	<p>I. 都市計画の目標</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>(1) 目標年次</p> <p>都市づくりの基本理念、将来の都市構造、土地利用、都市施設の決定方針を平成32年の姿として策定する。</p> <p>(2) 範囲</p> <p>本区域の範囲及び規模は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="949 523 1680 587"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市町村名</th> <th>範囲</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足寄都市計画区域</td> <td>足寄町</td> <td>行政区域の一部</td> <td>約 2,100 ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 都市づくりの基本理念</p> <p>(1) 都市の現状と課題</p> <p>足寄町は十勝連携地域の北東部に位置し、阿寒国立公園と大雪山国立公園に代表される優れた自然環境に囲まれた町である。</p> <p>産業については、豊かな森林資源と地理的条件を活かした林業や畑作、酪農畜産業を基幹産業として発展してきた。</p> <p>近年は、人口の減少や少子高齢化の進行、地域の経済力の低下などが進むとともに、モータリゼーションの進展により商業地での購買力が低下しており、住環境や生活環境の整備のほか、商業機能の充実等による中心市街地の活性化が急務となっている。</p> <p>このため、市街地北東部の大規模未利用地や道路等公共施設が未整備の地区については、土地区画整理事業等の施行により公共施設や住宅地の整備が進められている。</p> <p>(2) 都市づくりの基本理念</p> <p>足寄町では、「緑輝く大地に人のやさしさがあふれるまち」をまちづくりの基本目標とするともに、優れた自然環境や豊かな自然資源を身近に感じ、住民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感して暮らせる、あたたかく快適なまちを目指し、協働のまちづくりを進めるため、将来都市像を「豊かさ・やさしさが集うまち～あしよる～」としている。</p> <p>本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。</p> <p>II. 区域区分の有無</p> <p>本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。</p>	区分	市町村名	範囲	面積	足寄都市計画区域	足寄町	行政区域の一部	約 2,100 ha	<p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※目標年次の変更</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※測量精度の高度化による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※道の都市計画の基本的な考え方を踏まえた表現の追記</p> <p>※足寄町総合計画（2015年度策定）P20による修正</p> <p>※足寄町都市計画マスタープラン（R2.10策定）による修正（P71を引用）</p> <p>※区域マスの表現上の統一による修正</p>
足寄都市計画区域	市町名	範囲	規模															
	足寄町	行政区域の一部	約 2,170 ha															
区分	市町村名	範囲	面積															
足寄都市計画区域	足寄町	行政区域の一部	約 2,100 ha															



本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後これらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は、未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

### III. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### (1) 主要用途の配置の方針

本区域では、旧足寄駅及び周辺商業地を核とし、3・3・3号南大通（国道241及び国道242号）及び3・3・1号観光通（国道241号）を基軸とし、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は、人口の減少、少子高齢社会、空き店舗・空地等の増加による商業業務機能の衰退及び賑わいの喪失等が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築するコンパクトなまちづくり、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

##### ① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、専用住宅地及び一般住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、中心商業業務地の周辺の中央地区、北地区、西地区、下愛冠地区、南地区及び旭町地区の一部に配置し、周辺住宅のための生活利便施設の立地を許容しつつ、良好な住宅地の形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地は、栄町地区に配置し、低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。

##### ② 商業業務地

本区域の中心商業業務地は、3・3・3号南大通（国道241及び国道242号）及び3・3・1号観光通（国道241号）の交差点を中心として、これらの主要幹線道路の沿道に配置し、商業・生活交流拠点の形成を図るとともに、周辺住宅地の住環境に配慮した商業地の形成を図る。

##### ③ 工業・流通業務地

本区域の一般工業地は、旭町地区、下愛冠地区及び郊南地区に配置し、隣接する一般住宅地の住環境に配慮しつつ、地域資源型産業の振興、交通利便性の高さを活かした

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業と健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクトなどの予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街地の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

### III. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### (1) 主要用途の配置の方針

本区域の中心市街地においては、居住人口の減少や少子高齢化に伴うコミュニティの衰退、空き店舗・空地などの増加による商業業務機能の衰退、賑わいの喪失などが課題となっており、中心市街地の機能回復が求められる。

このため本区域においては、人口の減少、少子高齢社会など、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築する「コンパクトなまちづくり」、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、本区域における住宅地、商業業務地、工業地の各用途を次のとおり配置する。

##### ① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、専用住宅地及び一般住宅地で構成する。
- ・市街地東側及び栄町地区には、低層住宅を主体とした専用住宅地を配置し、土地区画整理事業等により整備された良好な住環境を維持する。
- ・市街地西側の里見が丘公園周辺の丘陵地には中密度の一般住宅地を配置し、日照条件等を考慮しながら自然環境と調和した良好な住宅地の形成を図る。
- ・中心商業業務地の周囲、下愛冠地区及び旭町地区には一般住宅地を配置し、利便性の高さと住環境の保全が調和した良好な住宅地の形成を図る。

##### ② 商業業務地

・3・3・3号南大通（国道241号、国道242号）と3・3・1号観光通（国道241号）の交差点を中心として、これらの主要幹線道路の沿道に中心商業業務地を配置し、土地区画整理事業等の事業効果を活かした商業拠点及び生活交流拠点として、これらの機能の維持、増進を図る。

##### ③ 工業地

・郊南地区の国道242号沿道に工業地を配置し、主要幹線道路や北海道横断自動車道足寄インターチェンジに近接する交通利便性の高さを活かした産業振興拠点として、

※区域マスの表現の精査

※区域マスの表現の精査

※区域マス上の表現の精査

※足寄町都市計画マスタープラン（R2.10策定）による修正（P78を引用）

※区域マス上の表現の精査

※区域マス上の表現の精査

※区域マス上の表現の精査

※区域マス上の表現の精査

た工業系土地利用の維持、増進や主要幹線道路及び北海道横断自動車道足寄インターチェンジに近接する交通利便性の高さを活かした産業振興拠点として、工業施設等の集積を図る。

#### ④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・佐野川以北の貯木場跡地は、公共施設整備が進み良好な住環境が形成されたことから、都市構造の維持と周辺環境との調和に配慮しながら、適切な土地利用が図られるための用途転換を検討する。
- ・南地区の利別川沿い及び旭町地区の一部については、都市計画決定されている沿道に将来の土地利用を想定した用途設定がされているが、都市計画道路の見直しにあわせて、適切な土地利用が図られるための用途転換を検討する。

#### (2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・住宅地のうち、低層住宅を主体とした専用住宅地については、低密度の土地利用を図り、良好な住環境の形成及び維持を図る。  
また、中高層住宅を主体とした住宅地等については、中密度の土地利用を基本とする。
- ・商業業務地のうち、中心商業業務地及び一部周辺地区については、多様な都市機能の集積による魅力あふれる都市空間の形成を図るため、高密度の都市利用を促進する。

#### (3) 市街地の土地利用の方針

##### ① 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・住宅地のうち、中央地区、北地区、南地区及び西地区等については、引き続き良好な住環境の保全に務める。  
また、中心市街地周辺の住宅地においては、積極的に人口密度の維持を促進し、持続可能な生活環境の実現を図る。
- ・中心市街地の商業業務地においては、延焼の危険性を適切に評価した上で、準防火地域を定め、中心市街地の防火性能の向上を図る。

#### (4) その他の土地利用の方針

##### ① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

工業施設等の集積を図る。

- ・旭町地区の北側及び下愛冠地区の西側に工業地を配置し、隣接する一般住宅地の住環境に配慮しつつ、交通利便性の高さを活かした工業系土地利用を図る。

#### (2) 土地利用の方針

##### ① 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・市街地北側の貯木場跡地の工業地については、土地区画整理事業等により道路等の公共施設が整備された良好な市街地環境を創出し、住宅を主体とした土地利用へ転換を図る。

##### ② 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・市街地北側の道路等公共施設の整備水準が低いまま形成された住宅地については、土地区画整理事業等の施行により、道路等を整備し住環境の向上を図る。

##### ③ 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農用地や、国・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として今後とも優良な農用地としてその保全に努める。

※記載場所を修正（区域マス表現の統一化）

※足寄町都市計画マスタープラン（R2.10策定）による修正（P89,93を引用）

※記載場所を修正（区域マス表現の統一化）

※記載場所を修正（区域マスの表現の統一化）

※記載場所を修正（区域マスの表現の統一化）

※区域マス上の表現の精査

<p>② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>洪水、堤水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。</u></li> <li>また、<u>気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災配慮について検討する。</u></li> <li>・<u>土砂災害特別警戒区域に指定されている団地1の沢の川、団地2の沢の川、西町1、西町2、西町3及びびり見が丘1地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。</u></li> <li>・<u>既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に務める。</u></li> </ul> <p>③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林及び防風保安林については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。</u></li> <li>・<u>その他豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地、河川敷地及び湿地帯については、今後とも良好な自然環境の保全に務める。</u></li> </ul> <p>④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針</p> <p><u>用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図る。</u></p>	<p>④ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>洪水、堤水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。</u></li> </ul> <p>⑤ 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>用途地域の周辺部で都市的土地利用がなされている区域のうち、<u>既存市街地と一体的に住環境や市街地環境の保全が必要な区域については、農業と調整の上、用途地域を定める一方、道路等公共施設の整備状況から無秩序な土地利用がなされるおそれがある区域については、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図る。</u></u></li> </ul>	<p>※田28の水災害による修正</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※記載場所を修正（区域マスの表現の統一化）</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p>
<p>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 交通施設</p> <p>① 基本方針</p> <p>a 交通体系の整備の方針</p> <p><u>本区域は、十勝連携地域北東部に位置する地方中小都市であり、帯広方面、北見方面及び阿寒方面への分岐点であることから、交通の要衝として、今後も広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。</u></p> <p><u>交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。</u></p> <p>また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。</p> <p>これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>都市間や空港及び港湾等の広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。</u></li> </ul>	<p>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 交通施設</p> <p>① 基本方針</p> <p>a 交通体系の整備の方針</p> <p><u>足寄町は、十勝連携地域北東部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないが、社会情勢の変化に対応した、将来の都市像に沿った交通体系となっているかについて、長期未着手の都市計画道路の当初決定時の整備方針を検証し、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。</u></p> <p><u>交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的、一体的に進める。</u></p> <p>また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と、情報技術を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。</p> <p>これらの考えの基に、基本方針は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>都市間の広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークへのアクセス道路の整備を進める。</u></li> </ul>	<p>※区域マス上の表現の精査</p>



- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・高齢者や障がい者等の歩行者及び自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の優位性、利便性を高め、土地利用と連動した効率的な公共交通軸の形成や利用を促進するとともに、交通結節点の整備を進める。
- ・災害に際して円滑な避難、緊急輸送等が可能となるような交通ネットワークの構築に配慮するとともに、雪に強い道路整備に務める。
- ・広域的な産業・生活・文化等の交流に対応し、迅速かつ円滑な自動車交通を確保するため、北海道横断自動車道を有効に活用する。

**b 整備水準の目標**

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年 (2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.59 km/km <sup>2</sup>	2.59 km/km <sup>2</sup>

**② 主要な施設の配置の方針**

**a 道路**

- ・3・3・1号観光通(国道241号)、3・3・3号南大通(国道241及び242号)及び3・3・4号北大通(国道242号)を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・10号東通(一般道道植坂足寄停車場線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

**b 交通結節点等**

3・3・4号北大通(国道242号)に交通広場を配置しており、今後も交通結節機能を確保する。

**(2) 下水道及び河川**

**① 基本方針**

**a 下水道及び河川の整備の方針**

- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・高齢者や障がい者などの歩行者が安全で快適な通行を確保するためにバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備などを進める。
- ・足寄町は、国道2路線が市街地内で交差し、各方面を結ぶ交通の要衝の地となっていることから、高速交通体系の構築と広域交通の利便性の向上に努める。

**b 整備水準の目標**

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくものとするが、当面次のような整備水準を目標とする。

街路網については、各道路機能に応じて段階的な整備を進め、都市計画道路の整備を図る。

年次	平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
幹線街路網密度	4.55 km/km <sup>2</sup>	4.55 km/km <sup>2</sup>

**② 主要な施設の配置の方針**

**a 道路**

- ・3・3・1号観光通(国道241号)、3・3・2号阿寒街道(国道241号)、3・3・3号南大通(国道241、242号)、3・3・4号北大通(国道242号)を骨格とした道路網の形成を目指す。
- ・3・4・10号東通(一般道道植坂足寄停車場線)を配置し、都市内道路網を形成する。
- ・3・3・4号北大通(国道242号)に交通広場を配置する。

**③ 主要な施設の整備目標**

**a 道路**

- ・おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりである。
- ・3・3・4号北大通(国道242号)に配置する交通広場の整備促進
- ・3・4・10号東通(一般道道植坂足寄停車場線)の整備促進

**(2) 下水道及び河川**

**① 基本方針**

**a 下水道及び河川の整備の方針**

近年における都市化に伴い、市街地の保水機能の低下など、水循環機能に大きな変化が生じている。このため土地利用と河川及び下水道との整備計画との整合性

※区域マスの表現の統一による修正

※見直しによる基準年と目標年の数値変更  
※幹線街路網密度の見直し

※区域マス上の表現の精査

※区域マス上の表現の精査

※事業完了による削除

※区域マス上の表現の精査

<p><b>ア 下水道</b>  近年における気候の変動は、利別川及び足寄川の氾濫及び雨水排水施設の整備の立ち遅れによる浸水被害等の問題をもたらしている。  都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。</p> <p><b>イ 河川</b>  流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。</p> <p><b>b 整備水準の目標</b>  <b>ア 下水道</b>  本区域の下水道普及率は、平成27年（2015年）で55.4%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の推進を図る。  <b>イ 河川</b>  河川については、治水安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。</p> <p><b>② 主要な施設の配置の方針</b>  <b>a 下水道</b>  足寄町公共下水道については、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、未整備地区内の普及を図るとともに、適切な改築更新を図る。  <b>b 河川</b>  利別川、足寄川及び佐野川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。</p> <p><b>③ 主要な施設の整備目標</b>  おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。  ・市街地内の下水道未整備地区の下水道管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を行う。  ・利別川及び足寄川の河川改修を促進する。</p> <p><b>(3) その他の都市施設</b>  汚物処理場（池北3町浄化センター組合し尿処理場）は、長期的な施設整備方針を整理し必要に応じて都市計画変更を行う。</p>	<p>を図り、総合的な治水対策を促進する。</p> <p><b>ア 下水道</b>  ・生活環境の改善、公共用水域の水質保全、循環社会への貢献などを図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため、下水道整備を促進する。</p> <p><b>イ 河川</b>  ・自然環境などに配慮しつつ防災と親水を目的として河川、水辺空間の整備に努める。</p> <p><b>b 整備水準の目標</b>  <b>ア 下水道</b>  ・下水道の普及率は平成17年で34.5%であり、引き続き市街地の普及を目指し、整備促進を図る。  <b>イ 河川</b>  ・河川については、治水安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。</p> <p><b>② 主要な施設の配置の方針</b>  <b>a 下水道</b>  ・生活雑排水、産業排水などによる水質汚濁を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら足寄町公共下水道の整備を促進し、未整備地区内の普及を図るとともに、適切な改築更新を図る。  <b>b 河川</b>  ・利別川、足寄川などの河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策などに努める。</p> <p><b>③ 主要な施設の整備目標</b>  <b>a 下水道</b>  ・市街地の未整備地区の幹線幹渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を図る。  <b>b 河川</b>  ・利別川、足寄川の河川改修に努める。</p> <p><b>(3) その他の都市施設</b>  <b>① 基本方針</b>  <b>a 廃棄物処理施設</b>  ・民間事業者等による一般廃棄物処理施設については、「北海道循環型社会形成推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」、「ごみ処理の広域化計画」、足寄町において定める「一般廃棄物処理基本計画」等における位置づけ等を踏まえ、公</p>	<p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※目標年次の修正</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p>
---	---	---

<p>3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針</p> <p>中央地区及び南地区の国道沿いにおいては、土地区画整理事業の都市計画決定が行われてからの時間経過の中で、都市再生整備計画事業や国道整備により基盤整備がなされ、市街地開発事業による基盤整備の目的がおおむね達成されていると認められるため、土地区画整理事業の施行区域について、関係者等と十分調整した上で見直しを検討する。</p> <p>4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>本区域は、市街地を取り巻くように展開する丘陵地と市街地を貫流する利別川や外縁部を流れる足寄川及び市街地北地区・西地区を流れる佐野川の河川空間を骨格とする、環状型パターンを基本とする良好な自然環境が形成されている。</p> <p>本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。</p> <p>また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。</p> <p>(2) 緑地の配置の方針</p> <p>① 緑地系統ごとの配置方針</p> <p>a 環境保全系統</p> <p>都市の骨格となる緑地として、里見が丘公園、区域内を流下する利別川、足寄川及び佐野川の河川緑地を配置するとともに、歩行者空間の有機的なネットワークを形成するため、旧鉄道敷地及び佐野川に散策路を配置する。</p> <p>b レクリエーション系統</p> <p>日常的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園及び北星公園を適正に配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、里見が丘公園を配置する。</p>	<p>益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。</p> <p>・産業廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう誘導を図るとともに、各計画における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。</p> <p>3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針</p> <p>・中心市街地においては、建築物などの老朽化、土地の低利用などの問題を抱えているが、土地区画整理事業、社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画事業などにより、引き続き都市基盤整備を行う。</p> <p>(2) 市街地整備の目標</p> <p>・中心市街地においては、土地区画整理事業、社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画事業などによる公共施設整備と「道の駅」機能が連動した新たな視点での周辺整備を図る。</p> <p>4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>足寄町における緑地の形態は、市街地を取り巻くように展開する丘陵地と市街地を貫流する利別川及び外縁部を流れる足寄川の河川空間を骨格とする、環状型パターンを基本とする良好な自然環境を形成している。</p> <p>この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され、緑のネットワークを維持し、公園、緑地などの維持、保全に努める。</p> <p>(2) 主要な緑地の配置の方針</p> <p>・住民の身近なレクリエーション活動の場や地震、火災などの諸災害発生時の一時避難地として、現況の住区基幹公園、緑地の適正な維持、保全に努める。</p> <p>・多様なレクリエーション活動、災害発生時の復旧活動の拠点などとして機能する里見が丘公園などの都市基幹公園、地域の特性を活かした多彩な公園、緑地などの適正な維持、保全に努める。</p> <p>・自然性に富んだ緑地や、風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全に努める。</p> <p>・利別川、足寄川などの河川空間や幹線道路の道路空間の緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。</p>	<p>※状況変化による修正</p> <p>※状況変化による削除</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p>
---	---	---



<p><b>c 防災系統</b>  <u>地震及び火災等の災害時における避難地として、街区公園及び北星公園を配置するとともに、避難地と接続する避難路や防災道路を配置する。</u>  <u>また、斜面の崩壊及び土砂流出等を防止するため、丘陵斜面地や樹林地の保全を図る。</u></p> <p><b>d 景観構成系統</b>  <u>・郷土を代表する景観を構成する緑地として、利別川及び佐野川に緑地を配置し、市街地の景観が河川の緑と一体になるよう整備保全を図る。</u>  <u>・街並みの背景となる山地及び丘陵地の保全を図る。</u></p> <p><b>② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針</b>  <u>コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。</u>  <u>また、人口減少等の社会情勢やニーズの変更に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効になるように配置する。</u></p> <p><b>(3) 実現のための具体的都市計画制度の方針</b>  <u>都市における緑地の適正な保全及び緑地の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規程に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。</u></p> <p><b>(4) 主要な緑地の確保目標</b>  <u>おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。</u>  <u>総合公園については、里見が丘公園の再整備を図る。</u></p>	<p><b>(3) 実現のための具体的都市計画制度の方針</b>  <u>・緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）などの策定に努める。</u>  <u>・緑の基本計画を策定した際には、その計画を踏まえ、必要な都市施設や地域地区として、都市計画決定を行う。</u></p>	<p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p>
--	---	---